

新潟都心地域 都市再生緊急整備地域準備協議会 開催要綱

令和 2 年 7 月 6 日制定

(目的)

第 1 条 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による申出をするに当たり、次に掲げることについて、有識者等の意見を反映させることを目的として、新潟都心地域都市再生緊急整備地域準備協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 法第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域として政令で定められる地域の区域に関する事
- (2) 法第 15 条第 1 項に規定する地域整備方針に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(委員構成)

第 2 条 協議会は、委員 20 名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 産業界の関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 金融機関の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めたもの

(委員任期)

第 3 条 委員の任期は、就任の承諾の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(座長及び座長代理)

第 5 条 協議会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、協議会の進行を行う。
- 3 座長が欠席の場合には、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員の代理)

第7条 市長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関・団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。
- 3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市政策部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月6日から施行する。